

補助金調書

補助金名	祭り振興補助金 (中洲まつり実行委員会)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局観光コンベンション部 観光振興課 (TEL 092-711-4359)		
交付先	団体	中洲まつり実行委員会		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
補助開始年度	昭和52	年度	経過年数	36	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 福岡市が「おもてなしの心に満ちた国際集客文化都市」の実現を図ることを目的として、ビクターズインダストリー(集客産業)の振興を促進するなかで、観光客などの誘致促進に寄与する祭り事業を対象とする。</p> <p>【補助対象事業】 (1)本市を代表する祭り事業として、全国的に認知度が高い、伝統のある祭り事業 (2)本市内で継続して開催され、数十万人以上の集客が見込まれる祭り事業</p>						
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 【補助対象経費】 (1)祭り事業に係る行事設備経費(会場設営・装飾・音響・照明・設備費・山車・衣装制作費等) (2)祭り事業開催に係る運営経費(開催に要する事業運営費・運営スタッフなどの人件費等) (3)祭り事業に係る広報宣伝経費(ポスター・パンフ制作費、広報宣伝に要する事業費等) (4)祭り事業開催に伴う警備経費(警備費、交通規制に要する経費、安全対策に要する経費、保険等) (5)その他市長が祭り事業開催に必要と認める経費 祭り振興事業補助金交付要綱第3条第1項第2号(※)に規定する要件のみを充たす祭り事業については、上記(3)のみを交付の対象とする。</p> <p>【補助金額の算定方法】 (1)第3条第1項第1号(※)に規定する要件を充たす祭り事業については、交付の対象となる経費を限度とし、予算の範囲内とする (2)第3条第1項第2号(※)に規定する要件を充たす祭り事業については、交付の対象となる経費の2分の1に相当する額を限度とし、予算の範囲内とする。</p> <p>※祭り振興事業補助金交付要綱第3条第1項 祭り振興事業補助金は、本市内で開催される祭り事業のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを充たす祭り事業に対し、交付する。 (1)本市を代表する祭り事業として、全国的に認知度が高い、伝統のある祭り事業 (2)本市内で継続して開催され、数十万人以上の集客が見込まれる祭り事業</p>						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	1000 千円	1000 千円	1000 千円	1000 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>1. はしご酒大会の実施 2. 中洲國廣女みこし 3. 中洲大通りの「イベント広場」開設 4. ふくこい総踊り 5. 沖縄エイサーの演舞 等</p>						
補助金交付 による効果	<p>西日本最大の歓楽街として多くの観光客が訪れる中洲地区で行われ、福岡市の秋の風物詩としても定着している、50万人を超える集客を誇る本市の重要な祭り事業である。</p>						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。